

都道府県・ 政令指定都市名	29 奈良県
------------------	--------

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局女性活躍推進課
担 当 職 員 数	11 人 (専任 4 人、兼任 7 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	奈良県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1995年7月20日 根拠: 奈良県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	奈良県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2001年7月1日
構 成 員 数	15 人 (女性 8 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月	
名 称	男女でつくる幸せあふれる奈良県計画(第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画)	
改定・見直しの予定時期	2026年4月1日	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	奈良県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2001年7月1日
	施 行 日 (西 暦)	2001年7月1日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 年 月	
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦)	2025 年度まで	40 %		
根 拠	男女でつくる幸せあふれる奈良県計画(第4次奈良県男女共同参画計画・第2次奈良県女性活躍推進計画)西暦2021年3月策定				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律又は条例により設置される審査会、審議会、調査会等の合議制の機関				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(152)うち女性委員を含む審議会等数(148)		
			延総委員等数(1,383)延女性委員等数(456)	女性比率(33.0)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(157)うち女性委員を含む審議会等数(150)		
			延総委員等数(1,530)延女性委員等数(469)	女性比率(30.7)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(36)		
			延総委員等数(664)延女性委員等数(210)	女性比率(31.6)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(8)うち女性委員を含む審議会等数(7)		
			延総委員等数(51)延女性委員等数(13)	女性比率(25.5)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	1
	人材名簿が有る場合	掲載人数	46 人	(2022 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	〔 〕		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)										
		女性管理職の内訳												
		管理職総数			部局長相当職						次長相当職		課長相当職	
		(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)	
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	(D)	(%)	(E)	(F)	(%)	(G)	(H)	(%)	
本庁	計	271	26	9.6	22	4	18.2	45	2	4.4	204	20	9.8	
	うち一般行政職	214	23	10.7	21	3	14.3	45	2	4.4	148	18	12.2	
支庁・地方事務所等	計	168	21	12.5	1	0	0.0	8	1	12.5	159	20	12.6	
	うち一般行政職	123	17	13.8	1	0	0.0	7	0	0.0	115	17	14.8	
全体	計	439	47	10.7	23	4	17.4	53	3	5.7	363	40	11.0	
	うち一般行政職	337	40	11.9	22	3	13.6	52	2	3.8	263	35	13.3	
再掲	警察関係	86	2	2.3				0	0		86	2	2.3	
	教育委員会	23	6	26.1	0	0		3	0	0.0	20	6	30.0	

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	393	73	18.6	706
	うち一般行政職	274	67	24.5	446	140	31.4
支庁・地方事務所等	計	368	73	19.8	775	210	27.1
	うち一般行政職	233	48	20.6	356	131	36.8
全体	計	761	146	19.2	1481	376	25.4
	うち一般行政職	507	115	22.7	802	271	33.8
再掲	警察関係	237	18	7.6	626	69	11.0
	教育委員会	56	20	35.7	118	60	50.8

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

		課長相当職			課長補佐相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	34	3	8.8	76	19	25.0	105	35	33.3
	うち一般行政職	25	3	12.0	75	3	4.0	94	4	4.3
支庁・地方事務所等	計	47	7	14.9	85	22	25.9	105	19	18.1
	うち一般行政職	37	6	16.2	55	17	30.9	51	10	19.6
全体	計	81	10	12.3	161	41	25.5	210	54	25.7
	うち一般行政職	62	9	14.5	130	20	15.4	145	14	9.7
再掲	警察関係	19	1	5.3	31	3	9.7	55	5	9.1
	教育委員会	1	1	100.0	15	6	40.0	14	5	35.7

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長級	○					○	◎			○	課長級を「管理職手当対象者」と解するならば、左記のとおり。「警視及び同相当職」と解するならば、勤務成績、昇任試験(筆記及び面接)及び経年数による。
補佐級	○		○			○	◎			○	
係長級	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,513	171	11.3
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	281	103	36.7
うち上級	226	96	42.5
うち一般行政職	158	86	54.4
うち上級	140	64	45.7
うち警察関係	95	17	17.9
うち上級	58	12	20.7

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	①奈良県職員旧姓使用取扱要綱 ②奈良県教育委員会事務局等職員旧姓使用取扱要綱 ③奈良県警察職員旧姓使用取扱要綱の制定について
該当部分の条文(本文)	①第4条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 ②(第4条第1項)教育長は、前条の申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。 ③第2 旧姓使用の範囲 1 旧姓使用 職員は、2に定める文書等で、法令等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるものについて、旧姓を使用することができる。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2022年4月1日 2:その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性		うち管理職数(人)	うち女性	
	数(人)	比率(%)		数(人)	比率(%)
48	9	18.8	7	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	奈良県女性センター		愛称・通称	
設置年月日(西暦)	1986年4月1日		施設形態	1 1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：630-8216 住 所：奈良市東向町6 電話番号：0742-27-2300 FAX番号：0742-22-6729 ホームページ：https://www.pref.nara.jp/11774.htm			
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局) 指定管理者(名称：) その他()			
職 員 数	常勤	11 人、	非常勤	10 人 予算額 2022年度 17,321 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕 ※ 実施しているもの：○	○ 1. 広報啓発(主な事項) ホームページの運営) ○ 2. 講座(主な事項) 男女共同参画推進セミナー、働く女性応援講座、女性の暴力防止に向けたセミナー等) ○ 3. 相談事業(主な事項) 女性相談・男性相談・働く女性支援相談、再就職準備相談・性暴力被害者相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項) 情報資料コーナー、ホームページによる情報提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項)) ○ 6. 交流促進(主な事項)) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項)) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項)) ○ 9. 調査研究(主な事項)) ○ 10. その他(主な事項) 女性相談機関研修会、女性団体活動支援等)			

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 奈良県男女共同参画県民会議 2. 無 名称等：	加盟団体数	41
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数	41
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの：○		○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 〔 内容： 〕		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの：○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 〔 名称： 概要： 〕 7. その他 〔 内容： 〕	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの：○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 ○ 3. その他 〔 内容： 昭和63年から自治大学校第1・2部特別課程に女性1名をほぼ毎年派遣している。 〕

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2021年度予算 (千円)	2022年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	78,412	73,875	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.03 %	0.02 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	3,300	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	○
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○	○
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨	ノーマル残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノーマル残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入	○	○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12 その他		

→	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	なら女性活躍推進倶楽部(2、7)、奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録制度(2、4、5、6、7、8、9、10)
→	「企業の表彰制度」の具体的な名称	奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業表彰制度(4、5、7、8、9、10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 あり	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	なら女性活躍推進倶楽部企画委員会
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 問17-1 名称 奈良県における女性活躍
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期的場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()

問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ なら男女共同参画週間2022 ・ 啓発パネル展 ・ DV予防啓発事業(出前講座)	男女共同参画週間にちなんだイベントの実施及びパネル展示 男女共同参画、女性に対する暴力防止などの啓発パネルを展示 高校生を対象に、DV被害を未然に防止するための出前講座を開催	約1800名	6月 7~1月
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ 女性起業家セミナー ・ 男女共同参画推進セミナー ・ 男女共同参画研修会 ・ 女性相談機関研修会 ・ 女性の活躍支援講座 ・ 働く女性応援講座 ・ 再就職支援講座 ・ 育休ママのリフレッシュトークサロン ・ 介護者トークサロン	女性起業家を養成するためのセミナーを開催 誰もが性別に関わりなく尊重され、能力を発揮できるよう、個々の生き方や社会の問題を男女共同参画や人権の視点で考えることで、男女共同参画社会の実現を促進する。 学校教育等における男女共同参画教育を実施するための教員の意識向上を図り、男女の性に関わらず子どもの持つ能力や個性を最大限に引き出せるよう、教員を対象とした研修を行う。 相談者が困難に陥る背景や相談に至る心理等を学ぶことで、行政で行う女性相談事業について理解を深めるとともに、相談員のスキルアップを図る。 固定的役割分担意識等に起因する女性の身近な問題解決の方法や自立・社会参加するための知識やスキルを学ぶ。 女性が家事・育児・介護等の両立を図りながら意欲と能力を発揮して働き続け、長期的なキャリアを構築できるよう支援する。 再就職を考える女性が、再就職に必要な知識やスキルを学ぶことにより、就業中断による不安を解消し、今までのキャリアや子育て経験を活かしつつ、意欲を高め就職活動につなげる。 育休・産休中(取得予定を含む)の働く女性が抱える課題について考えや思いを語り合い共有することで自分の考えを整理し仕事や生活にポジティブに向き合う気持ちをもつ。 介護中(介護予定を含む)の働く女性が抱える課題について考えや思いを語り合い共有することで自分の考えを整理し仕事や生活にポジティブに向き合う気持ちをもつ。		10・11月
4. 相談事業 ・ 女性相談窓口 ・ 働く女性の支援相談窓口 ・ 女性の再就職準備相談窓口 ・ 男性のための相談窓口 ・ 性暴力被害者支援	女性が抱えるさまざまな悩みの相談について、女性相談員が女性の立場にたつて聴き、相談者と共に考えながら、相談者自らが問題解決の糸口を見つけられるよう相談に応じる(必要に応じ弁護士による法律相談可)。 仕事上の悩み、働き方、子育てとの両立、キャリアアップ等、働くことに関する様々な相談に応じる。 子育てや介護等で離職し、再就職を目指す女性を対象とした就業相談、求人情報、仕事と家庭との両立、起業等の各種情報提供を実施。 仕事や職場の人間関係、家族関係の悩み、ストレスなどの相談に男性相談員が応じる。 性暴力の被害者が必要な支援をそれぞれの支援機関に何度も説明することなく受けられるよう、専任の職員が相談を受け、各種支援の担当者につながるサポートセンター(NARAハート)を運営。		通年 通年 通年 通年 通年
5. 情報収集・提供 ・ 情報資料コーナーの充実 ・ インターネット等を用いた情報発信	男女共同参画社会の推進に必要な各種の資料・図書等を収集・整理し、貸出、閲覧・DVD視聴に応じる。 ホームページを通じて情報を発信・提供する。		
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ なら女性活躍推進倶楽部事業	県内企業・事務所が「なら女性活躍推進倶楽部」の会員となり、関係団体、行政等と連携しながら、女性人材の活躍・定着をはかる取組を実施 ①女性活躍推進に取り組む会員企業等の登録を促進、倶楽部事業の企画・運営のための企画委員会の開催②倶楽部会員企業でいきいきと働くロールモデル女性の紹介など倶楽部会員企業の魅力を発信するジャーナルを作成・配布③再就職希望女性が会員企業と出会い交流・マッチングするイベントの開催④大学生等が会員企業と交流する機会の提供⑤女性活躍をテーマに会員が交流する異業種交流会の開催⑥支援団体・会員企業等と連携し、女性社員向けセミナーを開催。		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・ 市町村男女共同参画担当課長会議 ・ 地域に身近な男女共同参画計画策定の支援 ・ 市町村男女共同参画行政担当職員研修会	市町村の担当課長を集めて、県からの情報提供、市町村間の取り組み事例等の情報交換および研修を実施 男女共同参画計画を未策定の市町村に対し、作成した計画策定マニュアルを活用した計画策定の支援を行う。 市町村担当職員が男女共同参画施策を推進するにあたり必要な知識等を取得する。	50名	通年 8月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査

議 会 名	奈良県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出生する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	奈良県議会議事規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出生したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにしてあらかじめ議長に届け出ることができる。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	1		
家族の看護	4		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	1		公務、出産
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()		
規 則 名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2	
規 則 名			
条本文			
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) ()
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 1

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	2019年5月3日	~	2023年5月2日
副知事	2人	(女性 0人、男性 2人)				

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	61	8	13.1		
	都道府県防災会議(委員のみ)	60	8	13.3		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
		2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	4	0	0.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	23	2	8.7	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者		9	6	66.7		
2	国土利用計画地方審議会	14	4	28.6		
3	土地利用審査会	7	3	42.9		
4	都道府県交通安全対策会議	17	0	0.0	主な構成メンバーが国や県の部長や課長と決まっており、人事異動により変更となるため、選ぶことができない。	
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。	23	11	47.8		
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	23	7	30.4		
7	精神医療審査会	20	8	40.0		
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	17	5	29.4		
10	准看護師試験委員会	5	3	60.0		
11	麻薬中毒審査会	5	1	20.0		
12	地方社会福祉審議会	15	6	40.0		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	7	46.7		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	12	5	41.7		
15	国民健康保険審査会	9	3	33.3		
×	16 都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	11	5	45.5		
18	都道府県建設工事紛争審査会	10	5	50.0		
19	建築審査会	7	4	57.1		
20	都道府県建築士審査会	7	5	71.4		
21	都道府県都市計画審議会	24	2	8.3		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	12	3	25.0		
×	24 石油コンビナート等防災本部					
×	25 公害健康被害認定審査会					
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
×	27 都道府県児童福祉審議会					
×	28 地方港湾審議会					
×	29 土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	15	7	46.7		
31	介護保険審査会	21	7	33.3		
32	都道府県固定資産評価審議会	10	3	30.0		
33	感染症の診査に関する協議会	8	3	37.5		
34	警察署協議会	154	61	39.6		
35	土地収用事業認定審議会	5	4	80.0		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0		
37	都道府県国民保護協議会	47	5	10.6		
38	地方独立行政法人評価委員会	15	5	33.3		
×	39 市街地再開発審査会					
×	40 都道府県職員委員会					
×	41 自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	5	55.6		
44	留置施設視察委員会	4	1	25.0		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	15	0	0.0	当協議会で取り扱う議事は、中核病院の院長や救急救命センターの代表者等で審議すべき内容であり、当該役職に該当する女性が限定されることから、要件を満たすことは困難な状況にある。	

46	指定難病審査会	8	1	12.5	
47	小児慢性特定疾病審査会	3	1	33.3	
48	行政不服審査会	6	3	50.0	
49	地域医療対策協議会	13	1	7.7	
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
51					
52					
53					
合 計		664	210	31.6	
女性委員0の審議会数		2			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会				
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合 計		51	13	25.5	
女性委員0の委員会数		1			